

防府市道路等里親制度実施要綱

令和3年8月30日制定

(目的)

第1条 この要綱は、市道の清掃美化のため、市民等が道路の里親となってボランティア活動を実施することにより、地域美化等に対する市民意識の高揚を図るとともに、市民と行政が一体となった地域活動を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において用いる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 道路等ボランティア活動 市道における清掃、除草等の道路美化に係るボランティア活動をいう。
- (2) 里親 道路等ボランティア活動を行う市民等のうち、第5条の規定により登録されたものをいう。
- (3) 市道 道路法（昭和27年法律第180号）第16条の規定に基づいて防府市が管理する道路をいう。

(里親の活動)

第3条 里親は、市が管理する道路の内、市長が指定する箇所において次に掲げる活動を実施するものとする。

- (1) 市道における清掃、除草等のボランティア活動の実施
- (2) 道路等の破損等に関する情報の市への連絡
- (3) 前各号に掲げるもののほか、道路美化等の促進に関し必要な活動

(市の役割)

第4条 市長は、里親の活動に対し、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 里親の活動で収集されたごみに係るごみ袋の支給
- (2) 里親の活動で収集されたごみの回収
- (3) 前各号に掲げるもののほか、里親の活動に対し市長が必要と認める事項

(里親の登録)

第5条 里親の登録を希望する団体は、市道里親登録届（第1号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による登録届を受理したときは、速やかにこれを審査し、適正であると認めるときは、当該団体と合意書（第2号様式）を取り交わすものとする。

3 合意書の有効期限は、当該合意書を取り交わした日の属する年度の末日までとする。ただし、次項の規定による里親の辞退がないときは、更に1年間継続するものとし、その後も同様とする。

4 里親に登録された団体は、里親を辞退するときは、市道里親辞退届（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

（ごみ袋の支給）

第6条 市長は里親へ必要と認められる枚数のごみ袋を予算の範囲内で支給するものとする。

（傷害の補償等）

第7条 里親に登録された団体が里親の活動中に被った傷害は、原則として市で加入している「市民総合賠償補償保険」により、これを補償するものとする。

2 前項に規定する場合において、里親は、当該傷害に係る事故発生報告書（第4号様式）により遅滞なく市長に届出するものとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。